

●しごとの支援について

支払われない給料や退職金は、国が立て替えます

震災で勤めていた会社が倒産し退職された方で、給料や退職金が支払われていない場合は、国が会社に代わって一部を立て替え払いする制度が利用できます。

労災保険や「未払賃金立替払制度」については、申請手続きも簡素化しています。
詳しくは、労働基準監督署へお問い合わせください。

事業主の方へ

震災による直接被害で休業せざるを得ず、賃金も支払えない状態であれば、従業員は雇用保険の「失業給付」が受けられます。

一方、「取引先が震災で被害を受け、部品が調達できない」などの理由で事業活動が縮小している場合は、従業員に支払う休業手当の一部を助成する「雇用調整助成金」を受けられます。詳しくはハローワークにご相談ください。

お知らせ

ろうきん

ろうきん（東北労働金庫・中央労働金庫）に口座をお持ちの方が、被災して通帳やカードを紛失した場合でも、お名前や住所などから本人確認ができれば、1日10万円を限度に預金の引き出しができます。取引ろうきん以外の店頭でも、同様に取り扱います。

